

2019年8月22日

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭 殿

日本証券業協会

証券税制部長 石津 知則

「資本剰余金」を原資とする配当に関する留意事項の周知のお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一部の上場会社において、「資本剰余金」を原資とする配当に係る情報が、関係各所に適切に伝達されず、証券会社において源泉徴収等の事務がやり直しとなり、投資家において確定申告の修正が必要となるケースが発生いたしました。

投資家及び証券会社における円滑な納税手続確保の観点から、下記の「資本剰余金」を原資とする配当に関する留意事項について、上場会社各社に対して周知願います。

記

【ご留意いただきたい事項】

- 「剰余金の配当」の決定にあたっては、必ず配当原資（「利益剰余金」又は「資本剰余金」の別）についてご確認いただき、「資本剰余金」を原資とする配当を行う場合には、株式事務代行機関にその旨を伝達するほか、証券会社等に対して、みなし配当の額や純資産減少割合など、株主に交付する金銭等に関する情報の通知を行ってください¹。
- また、この場合、「剰余金の配当」の決定に係る適時開示において、「配当原資が資本剰余金である旨」及び「純資産減少割合」を記載するようご協力ください²。

¹ 通知は、証券保管振替機構が管理する Target 保振サイトを通じて行ってください。方法は証券保管振替機構のウェブサイトの「交付金銭等情報の通知」(<https://www.jasdec.com/system/less/notice/>) をご参照ください。

万が一、証券会社等への通知に遺漏があった場合には、直ちに株式事務代行機関にご連絡、ご相談いただき、必要な対応を行うようにしてください。

² 記載方法は、名古屋証券取引所 上場会社通信掲載の「適時開示ガイドブック」（第2章 上場会社の決定事実に係る適時開示実務上の取扱い＞10. 剰余金の配当＞（2）開示事項及び開示・記載上の注意（第2章-54）、別添 会社情報適時開示に関するQ&A（4. 「決算情報」に関するQ&A）（別添-39））をご参照ください。

【ご留意いただきたい理由】

- 「資本剰余金」を原資とする配当につきましては、税法上、利益剰余金を原資とする配当と異なり、「みなし配当」として配当課税の対象となる部分と、資本の払戻しに相当する「みなし譲渡収入」として株式譲渡益課税の対象となる部分に分けられます。これにより、「みなし配当」と「みなし譲渡収入」に応じて、投資家における税金計算上の扱いが異なり、さらに証券会社等においては顧客の特定口座に係る源泉徴収や取得価額の調整及び譲渡損益の計算などの事務を行う必要があります。
- このため、「資本剰余金」を原資とする配当を行う上場会社は、租税特別措置法施行令第4条の6の2第13項及び同第25条の10の2第26項第3号に基づき、上場株式等の配当等に係る支払の取扱者（証券会社等の口座管理機関が該当します。）に対し、所定の事項を通知する義務が課せられております。
- 日本証券業協会及び全国株懇連合会では、上場会社における事務の効率化及び明確化の観点から、「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」を取りまとめ、税法上、上場会社から証券会社等へ通知すべき事項（交付金銭等情報）について、株式会社証券保管振替機構が管理する Target 保振サイトを通じて証券会社等に通知することとしております。
- かかる通知に遺漏があった場合、証券会社等における税務当局及び株主に対する税務書類の交付、源泉徴収等事務の適正な実施並びにそれらの是正措置に甚大な問題が生じ、当該上場会社等の株主の納税手続及び税務当局における税務手続に多大な影響を及ぼす事態となる可能性がありますので、上場会社の皆様におかれましては、上記の事項に留意し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 証券税制部 03-6665-6761